

## 論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	財務省
論点	① 規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、「規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる。」（令和元年検討・結論、令和2年措置）とされているが、財務省が検討している簡素化のための措置について、内容及び今後のスケジュール（施行時期も含む）を具体的にご説明いただきたい。その際、事業者目線で相続と同等に簡素な手続となっているか、相続の場合の手続と比較しつつ、お示しいただきたい。

## 【回答】

- ① 酒類業を所管する国税庁としても、酒類業者の円滑な事業承継は酒類業の健全な発達に資するものであり、事業承継手続の簡素化に向けた法令改正が必要であると考えている。

現行、相続については、酒税法第19条の規定により、相続人が申告した場合、被相続人が受けていた免許を受けたものとみなされる。

個人事業主の事業承継時についても、簡易な手続により免許付与が可能となるよう、令和2年度の税制改正に向けて、主税局に税制改正意見を提出しているところであり、現在、税制改正プロセスにおいて議論されている。

税制改正意見の内容については、「民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄弟等が事業を承継する場合」、「生前承継（先代存命時）する場合」、「従業員等の親族外へ承継する場合」のいずれの場合も、相続の場合と同様の簡素な手続によって免許を受けたものとみなされるものとしている。

なお、施行時期を含む今後のスケジュールについては、前述のとおり本件は税制改正プロセスにおいて議論されていることから、予断を持って申し上げることは困難。